

多文化社会と規範の複合性

——発展の国際法の視点より——

安藤 勝 美

目 次

はじめに

1. 国際社会構造の変化と発展の国際法
2. 文化の相対化と法概念の変化
3. 多文化社会と規範の複合性
4. 文明の相違と法意識
5. 規範の複合性と秩序

はじめに

発展の国際法は、途上国の経済開発を促す法原則と制度を求める国際法として形成されてきた。しかし、新国際経済秩序をはじめ途上国の発展を促す国際的な諸方策にも拘らず、その低開発状態はいまなお改善されたとは言えない。そのため、西欧的な価値観を土台とし、また近代化、工業化を唯一の発展の方向とする単線的発展主義に対する批判が高まり、さらに発展の国際法の中心概念となる二重規範にしても、それはむしろ先進国への従属関係を助長する規範であると批判された。

しかし発展の国際法は、途上国が独立にあたって直面した基本的課題、すなわち世界資本主義の中で、いかに自立的に国民国家と国民経済を形成するかという課題に対応する法として、既存の規範に対して、新たな規範を形成してきたものである。

そしてこの二重規範の形成を促したのは、真の自立が、諸国家の固有な文明と価値を尊重し、それに基づいた新たな理念を共有することによって達成されるものであることが、強く認識されるようになったためである。何故なら途上国が求める新国際秩序における秩序とは、制度と法およびその基底となる理念と価値を含む概念であり、それゆえ既存の秩序を変革するためにはまず既存の秩

序によって葬られた価値を復権し、さらに人類の生存と発展のための新たな共通の理念を形成することが必要なためである。

また発展の国際法は、発展という社会的、文化的な側面を持った概念を対象とするため、それは、必然的に、この規範の複合性を伴った多文化社会の法としての性格をもつものである。

本稿はこのような発展の国際法の視点に立って、多文化社会における規範の複合性と普遍規範（自然法あるいは強行規範として）の意義を考えるものである。

1. 国際社会構造の変化と発展の国際法

発展途上国は独立によって二つの牢獄に囚われたといわれる。これは途上国に対する、西側の最も過酷なジョークとして知られるものである。二つの牢獄とは、一つは手の負えないまた融通のきかない国家的なものであり¹⁾、他は抵抗しようもなく巨大な超国家的なものである。すなわち前者は主権国家という牢獄であり、後者は資本主義という牢獄である²⁾。

このジョークは、囚われ人というよりも、主権国家という甲冑に身を固めた途上国が、資本主義という風車に立ち向かう姿を揶揄しているように思われる。しかしこれはむしろ、途上国が真の独立を得るには、西欧文明が生み出した国民国家や資本主義という牢獄から自らを解放する以外に、その方法がないことを暗示した一つの寓話かもしれない。

途上国にとって独立とは、この世界資本主義と西欧文明体制に否応なく組み込まれることであり、しかも途上国にとってこの既存の秩序に組み込まれることは、植民地化を促した経済法則をも

って国民経済の形成を促し、さらに民族の自立を否定した法をもって国家の独立を維持することである。従ってこれは従属を促す体制に自らを再び投入することであって、一つの大きな矛盾ではない。それ故途上国にとって真の独立とは、一つはたえず従属を促す既存の制度を改革することであり、一つは西欧文明の支配的価値体系から自らを解放することである。ここに規範の複合化を促す要因がある。

途上国は、このような意図のもとに、国際経済決定機構への平等参加、経済活動における機会均等、さらに経済的・社会的不平等の是正を求めてきた。

しかしこのような努力にも拘らず、貿易、投資、援助、技術移転に関する途上国の構造改革の要求は実現されず、それどころか飢餓、貧困、累積債務といった差し迫った問題すら解決されていない。そのため、これまで途上国の発展を促すとされてきた発展主義、近代化、さらに自由貿易体制に対する批判が高まってきた。

発展主義とは、国家が国民国家として自立的な国民経済形成に務めることを基本的政策とするものであり、西欧諸国の近代化・工業化がそのモデルとされてきた。この発展主義は1960年代まで大きな影響力を持っていたが、その後途上国の成長の限界が明らかになるに従って様々な角度から批判され、その結果例えば発展格差に関しては、次のように認識されるようになった。すなわち途上国と先進国とは社会構造の質を異にするが、この質の相違は格差の原因ではないこと、従って格差の問題は、途上国が先進国に対して遅れているとかあるいは劣っているといった発展段階や人間的資質の問題ではなく、むしろ市場経済観を制度的に受け入れない社会的質の問題として考えられるようになった⁽²⁾。

さらに工業化は、それが中心部の先進工業国に対して途上国を周辺工業国あるいは原料供給地として位置づけるかぎり、それは途上国の従属構造を改善するものではないと批判され、さらに民衆の平和と対立するボックス・エコノミカ（経済に人間が隷属することによって得られる平和）の下

では、工業化は「開発の暴力」⁽³⁾となる危険性が指摘されてきた。

一方、自由貿易主義に対する批判として、プレビッシュによる新しい貿易理論が展開され、それを基礎として UNCTAD が設立され、さらに発展の国際法 (droit international du développement) が、この批判を出発点として形成されてきた。従って発展の国際法は、このような状況を背景として、途上国の実情に則した発展の原則と制度を築くための現状改革の法として、さらに国際社会に実質的な平等を樹立するための国際社会の社会法として構築されてきたものである。それ故この法は、まさにこの現実のなかから生れ出るべき法としての意義と役割をもってきた。

本来、西欧的な近代化や単線的な発展概念は、西欧が自己を世界の中核に据え、その世界を拡大するために生み出した社会的文化的概念であり、従ってそこには非西欧文明の主体的な発展を評価する姿勢は見られない。それ故途上国がその主体性を確立するに従って、西欧的な発展主義に対する理論的、実際の批判が起こるのは必然であり、その結果真に途上国の自立を促すには、西欧的な価値体系を基礎とした国際構造を改革することが必要である、と認識されるようになった。改革とは社会的文化的な両面にまたがるものであり、一つは格差をもたらした歴史的構造としてのモノカルチャーと不等価交換の改革であり、一つは社会的文化的従属の是正を促す固有な価値の復権である。

このような批判は特に新従属論および世界システム論によって体系化されてきたが、世界資本主義における中心に対して途上国の従属関係を構造的なものととらえるこれらの理論は、また発展の国際法に対する批判をもたらした。特に前者の立場に立つ M. ベンシクや M. ベヌーナは、発展の国際法の意義を十分に評価するが、しかしその中心理論となる二重規範は、発展を促すものではなく、逆に従属構造を強化するものであると批判し、「低開発の国際法」⁽⁴⁾(droit international du sous-développement) を唱えて、従属構造を解明しようとしている。

これらの批判は、途上国が世界システムにおける従属構造から脱却することが、いかに困難かを明らかにしているが、ここではこれらの理論を検討する余裕がないので、簡単にその問題点を述べておく。新従属論は、世界資本主義の展開過程における「低開発の発展」を構造的に分析するが、中心、周辺の従属構造を静態的、永続的なものととらえるため、そこには変革への展望を見出すことは困難とされる。他方世界システム論は、従属論の一国的視座に対して、世界システムにおける階層構造（中心、半周辺、周辺）を軸に第三世界の従属性を歴史的にとらえ、さらに構造改革の方法として集団的自立と社会主義の方向を示しているが、しかしその改革への過程は明らかではない。とはいえこれらの分析は、低開発の現状を認識するために、優れた視野を提供している。

一方これらの理論に対して、M. フローリーは次のような疑問を提示している。すなわち国際法に中央・周辺の経済概念を導入することは可能か否か、またある社会階級の国境を越えた連帯という現象を国際法としていかに考慮できるか、あるいはそれによって起こる分裂の法的な戦略やその影響とは何か、という疑問である⁽⁶⁾。

低開発の国際法は途上国を世界資本主義、世界システムのなかに位置づけ、その従属構造から脱却するためには、結局先進国の支配的システムから隔離された途上国間の自律的な集団的自助の方法しかないと言及。これに対して発展の国際法は、途上国間の協力を基礎として、まず途上国の集団的交渉力を強化し、それによって一方において国際経済構造の改革を図り、他方において個別的な貿易、投資、技術移転交渉における主体性の確立を図るものである。もとよりこの構図は先進国の協力を前提としており、その点で低開発の国際法とは異なった基点に立っている。

さらに発展の国際法における発展とは、工業化や経済成長のみを指向するものではなく、それは個人や人民レベルでの社会的、文化的な発展をも意味し、従ってこの発展はまず個人と人民の全人格的、民族的自覚とその価値に対する尊重によって形成される。

発展を促す手段としての「発展の権利」は、国連における長い討議の末、第41回国連総会において「発展の権利に関する宣言」(41/128)として決議された(1986年12月4日)⁽⁶⁾。この宣言において「発展」は、「経済的、社会的、文化的小および政治的な側面をともなった一つの包括的な過程」(前文)と定義されている。また第一条は、「発展の権利は不可譲の権利であり、それによってすべての人および人民は、すべての人権と基本的自由が完全に実現される経済的、社会的、文化的小および政治的發展に、参加し、貢献し、かつその成果を享受する権利を有する」と定め、発展の権利が人権であり、また個人と集団の権利であることを明らかにしている。

このように発展とは、西欧的發展段階を典型とする近代化を越えた内容、すなわち人類の生存に関するあらゆる問題を含んでいる⁽⁷⁾。発展の国際法における発展とは、まさにこのような内容をもって構成されており、従って発展の国際法は低開発の国際法とは、発展概念と発展の方向を異にしている。

次に発展の国際法が、改革と自立を図る手段として導入する多重規範の背景を検討する。

途上国は国家形成の出発点において、先進国とはまったく異なった環境にあった。すなわち途上国は独立に際して、まず旧宗主国との政治・経済関係の是正(植民地関係の清算)、世界資本主義との調整(資本主義の客体から主体への変更)、および国内社会の改革(あらゆる局面における近代化)という三つの問題に直面した。

これらの問題を解決する方策として、国内面では、残存する植民地制度と従属構造を払拭するために外国資産の国有化を行ない、また経済改革と法制度の整備を行い、他方、国際面では、恒久主権を確立し、またUNCTADやUNIDOを設立して、国際経済構造の改革を図ってきた。

国内改革を促す開発法の整備は、土地制度の改革を促す土地法、信用創造を促す銀行法および外国投資の誘致を目的とした投資法の制定を重点とした。途上国は法改革を進めるにあたって、当初旧宗主国の法を継受したが、社会の現状に則し

て法を改革することによって次第に借法国から自主法国の立場に変化している。しかし国家の基本的性格を構成する憲法を初め、経済の基本構造を定める民法、商法、投資法は、基本的に西欧法を継受したものであり、従ってこの法による近代化は、一面、西欧法による近代化と、法を通じた従属化の危険を伴っている。

また国際経済構造の改革として途上国が行なった行動は、新しい貿易政策を中心とした一連の自立化政策の要求であり、1974年に国連総会で採択された「新国際経済秩序の樹立に関する宣言」(NIEO宣言)および「国家の経済権利義務憲章」(経済憲章)は、その要求の集大成であった。このNIEO宣言が求めたものは、国連憲章が意図した平和と平等な社会から遠く隔たっている現実に対してその是正を求めたものであり、また経済憲章が求めたものは、戦後の国際経済構造の修正であった。すなわち経済憲章は、主に経済問題特に貿易と資本(投資)に関する新しい秩序を要求したものであって、国際経済構造の根本的改革を要求したものではなかった。

しかしこの貿易と資本に関する秩序改革の要求は、70年代におけるアメリカの覇権低下とアメリカが維持した自由貿易体制の挫折、および多国籍企業による世界市場支配など、70年代初期の国際政治・経済構造の変化に対応している点で重要である。

すなわちNIEO宣言および経済憲章による貿易と資本への対応は、当時、諸国家から形成される国際経済機関に代わって「資本がその本来の世界性を展開してきた事態」(柳田・野村「国際経済論」⁽⁸⁾)、すなわちそれが引き起こしたブレトンウッズ体制の崩壊に対応した措置として評価される。さらに、資本は、技術の世界性と相まって、先進国内に巨大な生産諸力を生み出し、それは国民的体系から世界的体系へと拡大、発展することによって、多国籍企業の生産基盤、蓄積基盤を国民国家の規模を越えた巨大な存在とした。その結果多国籍企業は、まさに国家と並ぶあるいはそれを越えるトランスナショナルな行動主体(アクター)と化してきている⁽⁹⁾。従って経済憲章が少な

くとも貿易と投資に関して新たな秩序を要求してこの事態に対処しようとしたことは⁽¹⁰⁾、さらにそれが南北間に異なった規範の形成を促したことは、この点ですこぶる重要な意味を持っていた。

発展の国際法は、途上国が独立するにあたって直面した三つの問題の解決と、さらに多国籍企業の急速な展開と技術革新およびそれによる国際社会の構造変化に対応する法として形成され、次のような問題領域を開発してきた。

(1) 国際社会の新しい原則と制度(平等と公正、連帯と協力、貧困と福祉、新国際経済秩序と新国際法秩序)、(2) 国際社会のアクターとしての国家(抽象的でない具体的国家として)、開発のための各種国際機関、多国籍企業、NGO、個人の役割と機能、(3) 条約、慣習法に加えて新しい法源としての国連決議、諸国家の国内法の共通原則、トランスナショナルな法原則、行動綱領、(4) 発展と協力のための国際協力・援助、貿易、国際投資、資源・一次産品、技術移転の法的问题と開発協定、(5) 多文化社会における普遍規範と特定規範、(6) さらに様々な紛争要因とその解決方法を、課題としてきた⁽¹¹⁾。

発展の国際法は、このように変革を目的とした法であり、この点において国際法や国際経済法とはその機能を異にしているが⁽¹²⁾、しかし変革を通して国際社会の安定を図る点では同じ目的を有しているものである。

このように法を変化と安定といった永続的な二律背反に適用させる問題は、国際法にのみ特有な問題ではなく、全ての政治社会に共通した一般的法現象である⁽¹³⁾。

しかしかつての国際法は、自由市場への不介入を原則とし、自由市場の維持に役立つ規則のみを認めて、もっぱら国際社会の安定と安全の維持を目的としてきた。それゆえ国際法は変動する経済関係や法の領域外の発展の政策には関係せず、従って国際法が関与するのは、NIEOの宣言的なまた政策的な内容ではなく、その法的効果であり、また国際社会が発展の政策として決定した法的な実施手段のみである。国際法がなおこのような伝統的な立場をとるかぎり、それは発展の格差を解

消し、また従属構造を変革するための有効な手段となることは困難である。

これに対して発展の国際法は、M. フーエルが述べるように、規律する対象によって性格づけられる法であるよりは、追及する目的によって性格づけられる「方向性のある法」(un droit orienté)、「目的指向的な法」(un droit de finalité)であり、また事態に即応して国際法の規則、国内法の規則、さらにトランスナショナルな規則を適用する「混合法」(un droit composite)の性格を有している⁽¹⁴⁾。このような性格は、現代の国際社会の構造的変化に対応する法として機能する。

さらに現代の国際社会は、単なる成長の問題を越えて、個人、集団および国家の生存と発展、特に個人の福祉と尊厳に関する基本的な問題を提起している。すなわち発展と人権、戦争と平和、科学技術の発達と環境保護がもたらす新しい問題であり、これらの問題は結局人類の生存と発展に関する問題として、人類すなわちそれを構成する民族と個々の人間の生存を視野に入れた新しい普遍規範の形成を予定している。

このような背景の下に規範の多重性が促されてきたが、次に多重性がかつてどのように機能をしたか、また現代ではいかなる意義をもつかを分析する。

2. 文化の相対化と法概念の変化

西欧を中心とした秩序が他文化によって変革を迫られたのは、すでに19世紀中葉からであり、それ以来西欧の文化支配に対する非西欧の様々な挑戦があった。例えば、①日本、中国、トルコなどの不平等条約改定への行動、すなわち主権平等に対する闘争、②アジア、アフリカ、中東、カリブなどにおける植民地解放闘争、③西欧支配に対する非西欧の人種平等および人権平等への闘争、④政治的・経済的不平等是正のための正義実現への闘争、⑤文化解放への闘争、である⁽¹⁵⁾。これらの闘争は全て西欧的価値観に対する固有な価値の復権を意味していた。

しかし西欧文明に対する非西欧の挑戦は、国際法の基本的性格にはほとんど影響を与えなかつ

た。それは非西欧諸国が求めて闘争する対象が、例えば国民国家、主権、人民の自決権、人種平等、正義、公正さらに発展などの概念自体が、極めて西欧的な概念であり、またそれらの多くは国際法の基本概念そのものであったためである。また第二次大戦後の国際社会においても伝統的国際法に対する様々な抵抗があったが、同じように国際法の基本的性格にはほとんど影響がなかったのは、西欧的概念の一層の普遍化と、さらに途上国の登場による経済格差の問題および文化や宗教の相違が与える影響よりも、そこには戦後の国際社会の現状維持と東西間の緊張が強く働いたためである。

伝統的国際法は、西欧に起因する秩序の派生物であり、また西欧諸国民の信念の産物として、同時にその価値への奉仕者であった。また地理的には、広大なアジア大陸の小さな岬の法⁽¹⁶⁾でしかなく、従ってユーロセントリック、エスノセントリックな性格を有していた⁽¹⁷⁾。

しかしその土台となった西欧文明は永久的・普遍的文明と考えられ、従って他の世界によっても受け入れられるものとされた。そのためこのような文明観に基づいた国際法は、西欧的価値観を受け入れる社会の拡大に応じて、すなわちこの擬製的な同化を軸として発展してきたが、この発展の過程においては結局他の文明は非文明として位置づけられてきた。また国際法の拡大は必ずしも法の持つ文明性によるものではなく、それは経済的、政治的あるいは軍事的な力による拡大であり、従って国際法は「強者の法」⁽¹⁸⁾として機能し、それ故にその拡大の過程においては自由、平等、人権の尊重といった西欧的理念は、非西欧諸国には適用されることはなかった。

しかし今日、文化の相対化がますます先鋭化しているため、国家は自己自身のイメージ回復への意思と国際秩序における本来の役割への欲求によって、むしろ「相違への権利」⁽¹⁹⁾(le droit à la différence)を主張するようになってきている。このように各集団が相違への権利を主張することは、一つの時代の転換を意味している。すなわち、西欧文明という優位した文明が、精神と物質の両面

において「文明は野蛮を生み出した」(オーエン・ラチモア)時代から、一つの文明は他の文明との作用でのみ存在し得る「文明は文明を生む」(I. ウォーラースティン)時代への、大きな転換である。ここで再生する諸文明とは、I. ウォーラースティンによれば、集団が他の集団との関係の中で、それぞれの特殊性を主張する必要を感じて、創り上げ、解体し、さらに再び創り上げた歴史的な精神的構造物であり、この特殊性を創り出すことがまさに歴史の再構成となっている⁽²⁰⁾。

しかし歴史の再構成としての民族主義は、特殊性を主張することによって普遍的な制度からの離脱をはかり、それによって再び特殊性を再構成するが、他面それは制度に参加することによって、すなわち普遍性に同化することによって、全ての不平等なものと同化したものを除去する作用を持っている⁽²¹⁾。ここに途上国の政治的なアンビバレントな行動が生まれ、途上国の価値復権をもたらす二重の方向性——普遍性への指向と特殊性の強調——の起点がある。

結局、様々な文明の復権は、国際社会を多文化社会⁽²²⁾へと再構成し、次のようにいくつかの点で国際社会の基本概念的な再考をせまっている。

まず国際法に与える基本的問題は、かつての国際法が、文明と経済制度が近似したそれ故に平等な国家間の法としてその普遍的妥当性を有していたのに対して、現代の国際法は異質な国家を包含するため、新しい普遍的原則を主張することによってその普遍的妥当性を再び確認するか、あるいは逆に統合性のない法として分化するか、といった問題である。

すなわち異質な国家の併存によって、例えば国家の発展段階に応じて権利義務関係が設定されるとすれば、それは国際社会のなかに規範の適用範囲を異にする国家群を形成し、そこに二重規範あるいは多重規範をもたらすことになる。様々な国家の出現⁽²³⁾(先進資本主義国家、社会主義国家、発展途上国、後発発展途上国、その他文化、宗教による相違)によって、いまや国家に関する共通の定義および要件が失われ、従って現代国際社会が平等なまた同質な国家が形成する国際社会であ

ると認識するのは困難となっている。と同時にこれは、国際社会には唯一の規範のみが支配的でありまた機能すると考えることも妥当でないことを意味している⁽²⁴⁾。

また国際社会の主体が主権国家のみであるとも考えることも疑問とされる。すなわち現実の政治権力が一様に公的に機能する政府によって代表されるものではなく、政治的、軍事的単位として、既存の秩序に対立する一國境を越えたあるいは国家の管轄圏内で活動する一集団が多くなっている。事実これらの集団は、戦後の数多くの国際紛争において主体的な活動を行ってきている。

さらに国際法がその基本とする平和と秩序についても、それらの概念の変化が見られる。国家内部あるいは国家間の多くのイデオロギーや宗教および人種上の対立は、国際関係の安定と合法性および秩序を、事実上の変動、革命および無秩序の世界に変えている。その結果、A. ポーズマンが述べるように、今世紀においては平和はほとんど部分的価値でしかなく、道義的協調よりは激しいイデオロギー上の対立、また平和よりは戦争の増加をもたらしている。その結果戦争は、むしろ現代の政治制度に具現されている多くの文化的伝統においては、道徳的に受け入れられた生活方法(way of life)とさえなっている⁽²⁵⁾。従って現代を戦争のない平和な社会と定義することは、一種の虚構とさえ言える。

さらにA. ポーズマンが指摘するように、平和、戦争、中立の概念は、戦争が禁止されている現在では、国際法上の用語としてはその意味を失い、単に概念として考察されるか、あるいは政治的実態としてのみ存在するものである。さらに「国家」や「政府」の概念が侵食され、同時に「永久革命」、「長期化戦争」あるいは「自由のための聖戦」が事実上の戦争と化しているのも、侵略と防衛、内戦と対外戦争、戦争と中立の古典的区別は、早急にその意味を失ってきている。従って「戦争」と「平和」は最早相互に排他的な状況とは言えず、その結果今日平和といわれるものは、殆どが紛争が制御された状態を示しているにすぎない⁽²⁶⁾。

現代の多文化社会においてはこのように戦争や平和の概念が多義的となっているため、戦争と平和に対する新しいアプローチが必要となっている。また現代の国際社会は本質的に戦争によって形成されたものであるため、無批判的に平和が絶対的な価値基準であるとか、あるいは法が平和の使徒として力を効果的に否定できると主張することは、少なくとも理論的には非現実的である。

さらに国民国家や主権に対する再考察も行なわれている。一つの主権がその維持を目的として他の主権と独立を否定し、あるいは形式的な主権平等が事実上の不平等を隠蔽するならば、国民国家や主権平等はその本来の意義が問われ直されよう。

かつての西欧国際法は、西欧諸国家の主権平等とそれらの国家の資本主義的な発展を促してきたが、結局この主権平等と資本主義の発展は、他の国家の独立を否定するか、あるいは他に不平等な社会を設定することによって促されてきたものである。それ故に西欧諸国の発展は他の国家に低開発を生み出す構造によって助長され、従ってこの構造による西欧の拡大は、I. ウォーラースティンが述べるように、いずれの一方も一方の創設が他方の創設を促し、その結果普遍的なものと特殊なもの、西欧的なものと非西欧的なもの、中心と周辺、支配者と非支配者、抑圧する者と抑圧される者といった、分離しえぬ二律背反的なまた共生的な一対を生み出すことによって、行なわれてきたものである⁽²⁷⁾。またこのような西欧の拡大は同時に、発展と停滞、平等と不平等、文明と野蛮さらに戦争と平和を形成してきた。

さらにこの資本主義の発達に応じて社会科学が形成され、特にパックス・ブリタニカの時代において、世界的な価値の普遍化が行なわれた。すなわち社会科学は西欧的な概念を普遍化し（従って西欧的な国家概念による他の非西欧国家の法人格の否定）、また西欧的ヒューマニズムを創り出し、普遍的なもの(universals)は叙述できた検証できるものとして定理を法に、実在するもの(realities)を規範(imperatives)としてきた⁽²⁸⁾。また西欧的ヒューマニズムは、世界史上初めて一つの権力と文化を備えたヘゲモニーが、世界の大部分を征

服した時から世界中に提起されるようになったものであり⁽²⁹⁾、西欧的概念とともに一つの普遍規範を形成し、この普遍規範のもとに上記のような二律背反が処理されてきた。

例えば、非文明国に対する文明国の役割は、「自立シ得ザル人民ノ……福祉及発達ヲ計ルハ、文明ノ神聖ナル使命ナルコト」として国際連盟規約第22条1項に明文化されたが、これは非文明国に対する文明国の植民地支配を正当化するものであった。またこの条項は、古典的国際法の基礎として、その「一時代を最終的かつ古典的に総括した」ものであった⁽³⁰⁾。

これに対して現代は、様々な文明が、その独自性を主張して平等に併存する多文化社会を指向するものであり、従ってそこでは古典的な西欧の普遍主義とヒューマニズムの妥当性が問われている。

現代における非西欧社会の文明の復権は、西欧的な価値に代わるものとしてその社会の深層にある「信仰、習慣、生活と考えの様式、思考の体系、生きようとする意欲、いわば集団的な、民族の意思⁽³¹⁾」(アブデルマレク)の解放を促すものである。さらにアブデルマレクは、この復権する特殊文明と普遍的とされる西欧文明の関係について次のように述べる。……基本的な問題は、特殊(民族性、民族一文化および文明の要素)と普遍(科学と技術を媒介とする、来るべき人類の統合文化)との弁証法の問題であり、この場合の主要な危険は民族性の強調ではなく、普遍とされるイデオロギーの鑄型に押し込められる危険性である。この鑄型の強制はこれまで以上に徹底的に行なわれ、諸々の非西欧文明を歪め、非西欧世界を、技術と生産主義の副産物とし、また経済的・人口的・人種的な予備の部品として、阻害された世界のさらに下級世界にしてしまう⁽³²⁾……。

それゆえアブデルマレクは、民族の解放への闘争と、真に人間的な文明を築き上げるための西欧ヘゲモニーに対する闘争とが一致し、それによって全ての人とその豊かさや実質的な主体性を回復できることを強調する。さらに西欧文明が他を野蛮とすることによって背景に退かされた諸文明

の中に、近代化のマイナス面を治癒する原理を求めている。

このように今日、多文化社会の出現によって、西欧文明の普遍的妥当性が疑問視され、事実様々な概念と実体とが遊離し、その結果、実体に対する新たな法的アプローチが必要な状況となっている。

かつての西欧と非西欧の関係は、西欧の拡大に伴う支配と被支配の関係であった。しかし現代においては各文明は平等に存在し、西欧文明もその一つの文明とされる。

従って次に問題となるのは、この多文化社会における規範の複合性をもつ現実的機能であり、さらに規範の複合性を可能とする普遍規範の意味である。

3. 多文化社会と規範の複合性

多文化社会における規範の複合性を検討するにあたって、ここでは現在特に問題となっている二重規範 (dualité des normes) を考察し、それによって多重規範検討の糸口としたい。

二重規範は発展の権利と共に発展の国際法の中心的な法概念であり、また様々な形で実行されている。しかし発展の権利についてはすでに多くの論評があるので⁽³³⁾、ここでは二重規範を中心に論を進める。

二重規範とは、二つの別々の集団を形成しながら、なお同じ一つの社会的集合に属する人々に対して、ある共通の規範を適用せずに、別々の規範を適用する場合を言う。通常この二重規範の適用は、公式的な正義概念すなわち人類を本質的な一つの社会的集合と見なしたいという意思に反するために、不正なものとしてきた⁽³⁴⁾。(規範とは、存在の法則に対する当為の法則であり、それによって普遍的に妥当する価値が形成される。しかし現代的用法としては standard, pattern, type (Oxford Concise Dictionary) と広く理解されているものである)。

一般に多文化社会とは、固有な文化をもつ集団が平等に生存しうる社会であり、従ってそれは生存のための多様な価値と規範が認められる社会で

ある。しかしその多文化社会において、若し極端な文化相対主義がとられると、そこにはいかなる比較も共通の価値も認められず、また反相対主義がとられると、それは一つの価値がその絶対性を主張し、他はまさに不正とされる社会となる。

その点で現代の国際社会は、反相対主義的傾向が強まっているとはいえ、一応は文化相対主義の時代であり、事実様々な文化と政治・経済制度をとる国家、例えば資本主義諸国、発展途上国および社会主義国家が併存する社会である。従って現代社会は、本質的には多重規範の社会である。

しかしこれが二重規範とされるのは、国際社会においては発展の差が国家分類として作用しているために、そこでは社会主義国を含めた先進国と途上国間の経済格差(すなわち貧富の差)が一つの基準として設定されるためである。その結果例えば自由貿易主義の基本原則である最恵国待遇に対して、それを制限する一般特惠が適用される。前者が自由貿易制度を促進するために全ての国に無差別、平等な条件を与える制度であるのに対して、後者はこの制度の下で経済的に弱い国を補完するか、あるいは制度を異にする国家に異なった参加条件を定める制度となる。

さらにこの種の経済的二重規範としては、GATTの資本移動の自由に対する受入国(主に途上国)の投資規制、その他海洋法、技術移転、援助など、多方面にわたって途上国の特別の権利が設けられている。これらの経済的二重規範は、主に国家を発展段階によって先進国と途上国の二つに区分し、その間の格差是正を理由として設定されてきた。しかし、国家の発展段階を、さらに細かく分類すれば、そこには異なった権利義務による多重規範が生まれる可能性がある(さらに先進国と途上国間の二重規範及び法律上の対立としては、ILO条約および人権規約の施行上の問題、国家責任、国有化の補償基準、国家承認、国家承継、条約・慣習法・法の一般原則に関する対立など数多い)。

これらの二重規範は、伝統的なまた支配的な諸規範を全ての国家に適用する代わりに、社会制度の質の相違と経済発展の段階に応じて国家を区分

し、それぞれに対等なまた併存的な二つの規範群を適用するものである。

この中で特に問題となるのは、先進国と途上国間の格差是正を目的として適用される二重規範である。これに関して、この二重規範を積極的に評価する立場と、次に紹介するM. ベンシクなどの否定的な立場がある。

ここでは主に後者の立場を紹介しよう。例えばM. ベンシクは、二重規範が格差是正に果たしてきた役割を評価するが、他方、不平等を補償する制度 (*inégalité compensatrice*) として導入された二重規範が低開発と不等価交換を是正しうる手段か否かを疑問とし、結局これは長期的には先進国と途上国間の支配、従属関係を維持し、またその構造を再編成するものであること、従ってそれは不等価交換を是正しえないものと批判する⁽³⁵⁾。

またA. マイウは、この二重規範は途上国の従属構造を解消するものではないこと、従ってそこには二つの規範が存在するのではなく、例外のあるあるいは適用の緩和が認められた、ただ一つの規範が存在するに過ぎないとする⁽³⁶⁾。この点でベジャウイも二重規範は同一規範の二重内容 (*dualité de contenu*) との見解をとる⁽³⁷⁾。

さらに二重規範が持つフィクション的性格について、M. ベンシクは以下のように敷衍する。彼はまず先端技術の進歩とそれによる多国籍企業の世界的な展開によって、先進国の経済構造が変化している現状に注目し、そのなかにおける二重規範の役割を次のように分析する。……二重規範は、先進国の経済構造の変化と両立するばかりでなく、この変化を維持するためにも必要である。特に強調しておくことは、産業の国際的移転 (*délocalisation*) の多くは、低開発国と超国籍企業間に締結される契約に基づいて行なわれ、低開発国に認められた特恵は、直接にせよ間接にせよ、それはこれら企業のために行なわれているということである。しかし、多くの低開発国が、二重規範を経済開発と新しい国際秩序の樹立を促す国際関係の変革として唱道するとき、このシステムが低開発と矛盾なく両立するという事実は、片

隅に追いやられているか、あるいは認識されていないのである⁽³⁸⁾……。

さらにA. マイウは、二重規範は途上国が国際規範の作成に参加することと途上国の特殊性の強調といった、矛盾した前提からなっているとして、次のような批判を加える。途上国はこの例外を受け入れることによって、意識的あるいは無意識的に基礎規範に荷担する結果となり、従ってこれは見せかけのゲームでしかない。また第三世界はそれによって国際規範の作成に参加していると考え、それは単に第三世界をして基礎規範を受け入れさせるための例外の享受者 (*parties prenantes*) とするものでしかない⁽³⁹⁾……。

二重規範に対する批判は、それがあつ唯一の普遍規範の例外として、むしろその普遍規範を維持するための措置でしかない点に集中する。M. ベンシクとA. マイウはこのように二重規範を否定するが、それはこの二重規範やまた国有化 (主体性を維持した格差を是正する手段としてとられる) によつても、途上国は中心と周辺として歴史的に形成されてきた国際分業構造から離脱することは不可能であると、認識するためである。

またこの中心と周辺とに対応して形成された先進国の自主的な中心主権 (*une souveraineté autocentrée*) に対する周辺国の他動的な周辺主権 (*une souveraineté décentrée ou périphérique*) は途上国が国際分業構造から離脱しないかぎり自主的な主権となりえないとされる。従つてこの理論においては、支配システムあるいは世界システムに対して距離を置く (*distanciation*) か、あるいは自律的経済社会に転換することによつてのみ自立が達成されるものとなる。

このような新従属論の立場に立つ二重規範批判は、国際分業の歴史性、規定性を重視した立場である。これに対してM. フローリーは、国際社会の現状から見て、他の世界と隔離したこのような集団的自律を一種の観念論 (*idealisme*) と批判する⁽⁴⁰⁾。新従属論の観点は十分に評価されるが、ここでは二重規範をより現実的な視点から考えてみよう。

前節に述べたように、西欧文明はその拡大と矛

盾解決のために、たえず相対立する二重規範（規準）を設定してきた。しかし現代の二重規範は、かつての二重規範（規準）が支配的、例外的かつ一方的であったのに対して、自立的、組織的かつ相互の合意に基づくものであり、また途上国の生存と発展を求める点で、まずその性格が基本的に変わっていることが指摘される。

また国際経済面における二重規範は、戦後の自由貿易制度を支えてきた無差別と相互性の原則——すなわち最恵国待遇の二つの基本的要素——に対する基本的修正である。この最恵国待遇は貿易の機会均等を目的とし、また関税率の上昇を防ぐ強力な抑制手段であり、さらに貿易自由化の拡大と多角的貿易の発展に貢献してきた制度である。しかしこの制度は同水準の国家間に作用するが、力の弱い途上国との間には作用せず、そのため先進国と途上国間においては、最恵国待遇に代わって、非相互的な一般特惠が適用されるようになった。

従って二重規範は、発展の格差のある不平等な二つの国家群を不平等に取扱うこと、すなわち平等のために不平等を設定することによって、むしろ公正（equity）を図るものとなる。世界の歴史が不平等に対して間断なく続く反乱の歴史である⁽⁴¹⁾とすれば、二重規範は不平等を是正して公正を求める積極的な手段であるといえよう。国家間の力（power）の不平等には、主権平等の公理を援用することによって、力を無視する消極的な方法があるが⁽⁴²⁾、発展の不平等の解消にはこのような積極的な救済策が必要である。

二重規範は、これまで国家間に真の平等が存在しなかった国際社会においては、その平等を実現するための積極的な手段であり、さらにそれは弱者に有利な不平等を設定する格差原理⁽⁴³⁾でもある。二重規範の意義は、古典的国際法が築いてきた形式的な主権平等に対して、実質的な主権平等を図ることであり、従って二重規範は、擬製的な平等に対して不平等という真実を対峙させる機能もっている。

それゆえ二重規範は、社会的、経済的不平等を是正するためにまず法原則として確立され、同時

に法の適用過程において適用され、それによって機会と結果の両面における平等の実現を図るものである。

しかしこの二重規範について、二つの問題が提起される。一つは発展の格差や文化の相違を越えて、そこに共通の規範が存在するか否か、他は二重規範の設定によって、国際法が二つに分裂しないか、という問題である。

現代の国際社会は、急速に人類を破壊する核の脅威と慢性的に人類をむしばむ公害とにさらされ、さらに貧困と飢餓、人権抑圧といった組織的暴力に直面している。そのような状況においては、人間としての尊厳どころか人類の生存さえが問われてくる。

この状況は、人類に共通な次のような正義感覚を促してくる。すなわち、人類を滅亡させ、また人間としての尊厳を破壊し、またそれぞれの独自の文化を否定するような、支配、強制、実力行使や暴力、さらに貧困や飢餓を否定する規範の存在である。アグネス・ヘラーが、政治的行為に対するわれわれの判断を公正にする唯一の道は、人類を決定的に集合していく規範を適用することであり、生命と自由の尊重がそのための普遍的規範となりえるとするのは⁽⁴⁴⁾、まさにこの正義感覚としての認識である。それゆえ二重規範（あるいは多重規範）が不正ではなく、その存在が容認されるのは、この正義感覚すなわち普遍規範のためといえよう。

また二重規範の設定は国際法の統一性にいかなる影響をあたえるであろうか。問題は二重規範によって、それぞれ別個の国際共同体の法が発展することに対する危惧である。もし二重規範が国際法を対等な二つの国際法に分割するときは、諸国家はそれぞれの国際法の発達にのみ参加し、世界の分裂を招く恐れがある。

ベジャウイは、伝統的国際法に愛着をもつ学者たちがこのような事態を招く発展の国際法を、他の世界すなわち貧者の世界を規律する法とみなすことは、これをゲッターの法律（un droit du ghetto）とすると警告する⁽⁴⁵⁾。

しかし二重規範はゲッターの法律ではなく、こ

の二重規範はまず国家を抽象的存在ではなく具体性のある国家として認識し、さらに抽象的平等に対して実質的な平等を対峙させ、それによって国際社会に均衡のとれた秩序を確立する規範（法）である。すなわち多文化社会においては国家は特定の価値観をもった具体的国家として認識され、また国家間の秩序は国際社会の統一を図る市民的、政治的な普遍規範と、相互の独自性と価値観を尊重する社会的、経済的、文化的な特定規範（二重あるいは多重規範）との調和によって維持される。むしろ特定規範は普遍規範を強化し、また拡大する機能をもつものとなる。従って二重規範の適用は主に社会的、経済的、文化的領域を対象とする。

また少なくとも二重規範の存在は、国際社会には異なった社会的生活と規範を有する国家群が存在することの承認である。すなわち二重規範の存在を、国連決議において承認し、あるいは二国間条約や多国間条約で認めることは、国際社会に二つの国家グループが存在していることを国際法が承認することであり、さらに諸決議が発展を促す「生ける国際法」(living international law)となることを意味している。

ちなみにこの点についてM. フローリーは、単一の規則の代わりに多様な規則が存在していることは、諸国家の共同体の決定によるものであり、従って法の下での平等を破ると考えられる二重規範は、全て、諸国家の共同体が同じ法的なものとして承認したものであって、それはそもそも二重規範の適用ではない、と論じている⁽⁴⁶⁾。

この二重規範の存在は、多文化社会としての国際社会には必然的に規範の複合性があることを示している。そのため次に国際社会の規範である国際法には、現実にかなる複合的な価値が反映しているかを、検討してみよう。

4. 文明の相違と法意識

文明の相違が国際法にいかん異なった影響を与えるかを、途上国と先進国の法意識の相違の観点から考察しよう。

近代西欧法は、資本主義の要請に応えるものと

して発達してきた法である。すなわち、西欧法における私的自治の原則は資本所有者の自由と安全を保障し、三権分立を基礎とした法治主義は経済活動に対する国家権力の干渉を抑制する手段となり、また人民主権は議会制度を通して経済力のある市民に権力を与え、またそれを自ら統御させてきた。さらにそれ以前の社会で卑しめられた労働と利益を、逆に評価、奨励する社会倫理として、プロテスタンテイズムの宗教倫理が求められた⁽⁴⁷⁾。

西洋法はこのように資本主義の諸精神を母体とし、またその形成過程における社会的政治的闘争が生み出した法である。さらにそれはローマ法の伝統と18世紀の哲学とが結合して組織的、論理的に集大成された社会的規則となっている。これに対して第三世界の法は、それぞれが異なった法文化を形成するが、同時に西欧法に対しては共通した法的特色を有している。一つは西欧法とまったく異なった法概念であり、他はそれぞれの法制度における権威主義的構造である⁽⁴⁸⁾。

非西洋法の一般的特色として、以下にA. カセスの所論を中心として述べる。⁽⁴⁹⁾……非西欧法は西欧法のような歴史と社会的背景を持つ法ではなく、例えば中東のイスラム諸国においては、法は宗教的、倫理的な理念の産物であって、社会的階級闘争の産物ではなく、また法技術の産物でもない。またアフリカにおいては、法は抽象的な法的、哲学的な活動から生まれたものではなく、社会慣行から生まれた、文字に表わされない思考の産物となっている。この点で西洋法とはその性格と目的を異にしているものである……。

次に彼は途上国の政治制度における権威主義的構造（軍事制度にせよ一党制度にせよ）とは、西洋とは異なった法構造の形成であると以下のように述べる。……途上国の法は、一つの集団が他の集団との抗争で獲得した一連の価値体系を具体化したものではなく、また様々な社会階級や政治集団が、各個人と全体社会とを基本的に保障するために合意した契約でもない。要するに法は拘束力をもった契約ではなく、それは社会統制の手段であって、上位の国家利益が法的義務を無視せざるをえないときには、法は権力に従い、従って法は

権威を行使するための一つの手段でしかないものとなる⁽⁶⁰⁾……。

A. カセスはこのように（途上国の法概念の分析には問題があるが）先進国と途上国の法意識の差を考察して、この法哲学と国内の権力構造の相違は、途上国をしてほとんど無意識的に、その法概念を国際社会の行動に拡大させると分析する。すなわち、……途上国にとって国際法が有用なのは、それが大国の不当な干渉を排除し、また経済発展と社会改革を促すためのより公平な条件を定める場合であって、その結果、国際関係における途上国の法的戦略は二つの重要な原則、すなわち国家主権の擁護と急激な法改革にかかわってくる……⁽⁶¹⁾。

後者について述べると、先進国が国際法に期待するのは現状維持の機能であるが、これに対して途上国が期待するのは現状変更の機能である。この傾向は一般に途上国が、現実の社会に対して法優先的な政策をとることが多く、従って「法の支配」の確立よりは「法による近代化」を優先する、その特色を反映している。

その例としてここではナイジェリアにおける法の主要な役割をあげておこう。すなわち、(1) 経済成長と社会福祉の促進、(2) 個人の道徳的性格の向上、(3) 様々な人種の共同体を一つのナイジェリア社会に統一する、(4) 現存する法群の中から国家のためのコモン・ローを築き上げる、の四つの機能である⁽⁶²⁾。

途上国における法はこのように目的指向的であり、また社会改革の手段とされるのに対して、先進国における法は安定と現状維持の手段となっている。従って先進国の法意識の影響を受けた近代国際法は、国家間の勢力均衡を前提とし、均衡を崩すことは平和に反する行動とされた。そのため均衡を崩す戦争については、それを一種の局地的現象とし、自国が当事者でないかぎり務めて傍観者の態度をとってきた。その結果このような傍観者の態度は、戦争や中立に関する国際条約の発達を促したが、他面、反戦や平和に対する国際法の積極的な発達を遅らせる結果となった⁽⁶³⁾。

A. カセスは途上国が国際法を変革の手段とす

ることは、国際法に対して次のような特色のある戦略をとらせる、と指摘する。

第一に途上国は、詳細なまた明確な法規則よりは、一般原則の作成を重視する傾向を持つことである。これは法を、行動を支持する原則や価値と見るか、あるいは単なる構造と見るかについて、西欧諸国は法を構造的なものとするのに対して、途上国は明らかに法を原則と見る傾向を反映している。

国際法に対する途上国の第二の戦略は、途上国は実体法の中での規範の発達を好むことである。しかし途上国は国際的な管理手続きあるいは強制的な紛争解決の方法を好むものではない。（さらに A. カセスは、途上国は基本的な長期の利益よりも目前の価値に重きを置くこと、またその国家管轄権の拡大を図る傾向を指摘している）。

最後に A. カセスは、途上国は、国連憲章がより良い国際条件を達成するために設定した二つの目的（国際法の尊重と正義の擁護）から、きわめて率直に正義を選択し、他の全ての目標をこの目的の実現のために捧げている、と指摘する。従って彼は途上国が不正義がより少なくなるようにたえず国際法の変革を求めていることを強調して、途上国の国際法に対する特色ある態度を説明している⁽⁶⁴⁾。

国際法は本来国家間の調整を目的とした中立的な法であり、それ自体特に固有の目的をもたなかった。この国際法に経済や社会問題が導入され特定の目的をもつようになったのは60年代の初めであり、それは異質な国家の存在を国際法に導入することによって起こった。すなわち国家は政治的、経済的に異なった制度をもつ存在であること、さらに国家間には貧富の差があり、また哲学や宗教が異なるという具体的事実の導入である。

このことは今日の国際社会は、多様な価値をもつ国家からなる社会であることを意味し、その国家間に秩序と調和をもたらすためにはそれぞれの価値が平等であり、さらに各国家がその様々な価値を反映した多元的な法をもつ存在であることを認識することである。

すなわち発展途上国には、西政法に由来する国

家法と、伝統的な固有の文化として発達した固有法とが存在し、いわゆる多元的法制度（一つの国家の管轄内に、一元化されきらない異質の法体系・法秩序ないし法文化が、固有法の形で存在する現実）⁽⁶⁶⁾を形成している。千葉教授は、この固有法は国家法に対してだけでなく、その文化的意義によって世界法に対しても、その存在理由を主張できるものとする⁽⁶⁸⁾。

従って国際社会は、民族文化に根ざす固有法（価値、倫理、宗教観を伴った）と、各国家の国家法、さらに諸国家の国際法（さらにそれらすべてを規律する世界法）とが、それぞれの価値を尊重しながら、調和的な多元的法体制を保つ社会であると考えられる。

国際社会には広域的な国際法とともに、まさに西欧文明圏を再構成するEC法や国境を越えて適用されるイスラム法、ヒンズー法さらにユダヤ法などが、地域国際社会の国際法、宗教法として存在している。これらの法は、単に地域的な法としてよりは、より文化的な同質性をもち、また政治的・経済的な利害関係の深い諸国家間の法として機能している。現在、国際化に対して地域化が進むのは、このような文化的、歴史的な同質性を基礎とした再統合化による特定規範の強調であり、これも多文化社会の一つの特質といえよう。

以上のように国際法には異なった法意識とそれぞれの期待が反映され、そのため時には対立と混乱をもたらしている。しかしそれにも拘らず共に国際法に積極的な意義を求めるのは、国際法が国際社会の発展を促したその秩序を維持し、さらに国際法が人類の生存と発展を促す普遍規範を実定法化することへの期待のためである。

5. 規範の複合性と秩序

最後に、異なった価値観が併存する多文化社会における秩序のあり方と、その中での国際法の役割を考えてみよう。

その場合問題となることは、第一に、異なった文化が併存するということは、諸文化が相互にいかなる関係となるかであり、第二に、多様な価値が存在する社会にはいかなる秩序が形成される

か、ということである。

第一の諸文化の位置関係については、次のような三つの仮説が考えられる。(1) 国際社会は他の社会文化を隷属させた服従による統一か、あるいは一つの社会文化制度となる。(2) 反対に諸文化圏は自給自足的な制度に分割され、必要最低な関係のみが維持される。(3) 支配あるいは分裂を避け、協力のための一連の価値を発展させる社会となる。その社会ではそれぞれの文化的アイデンティティが保障され、また明日の人類の誕生に参加できる協力のための行動が促進され、さらにそのための法制定に協力が期待される⁽⁶⁷⁾。

このなかで第三の仮説が最も望ましい社会であり、なによりもそれは文化の多元性を保障しながら、なお人類の生存と発展のための協力が行なわれる社会である。それ故今後の諸文化は相互にこのような位置関係となることが予想される。

次に第二の秩序の問題、すなわち多文化社会の中にかなる秩序が形成されるかについて考えてみよう。

H. サンソンは現代社会は多様性(plurarité)から多元主義(pluralisme)に変化した社会であると、次のように分析する⁽⁶⁸⁾。多様性の時代においては社会文化は相互に空間的に分離していたが、現代の多元主義の社会においては社会文化が相互に入り組んでいる。そしてこの社会文化制度の多元主義においては、文化が相互に対立するため、国際法の将来が問題となる。何故なら多元主義は、国際法を支配する超法律的な規範のなかに必然的に混乱をもたらすからである。

H. サンソンはこのような多元主義における文化の対立関係を示すモデルとして、一国内における宗教の共存関係を以下のような三つの型において分析し、そこにありうべき秩序を考える。

(1) アルジェリアのイスラム国家のように、圧倒的な多数派を擁する宗教が他の宗教(例えば国内のユダヤ教、キリスト教)に対しては寛容な態度をとる、いわゆる寛容における多様主義の社会。(2) 西欧諸国における政教分離の社会にみられるような、世俗化における多様主義の社会。(3) 様々な宗教が平等に併存する、平等におけ

る多様主義の社会。

第一の例においては、寛容とは他面支配の状態を意味するものであり、そこには支配の原則と寛容の原則が同時に作用する。これを国際社会に類推すると、これは他の諸制度に対するある一つの制度の支配となる。第二の例においては、国家は中立的であるが、国家の世俗的とされる権力は、異なった宗教に対して尊重、無関心あるいは攻撃と変化する。これはまた全ての制度が一つの超越的な共通の規範に支配される社会となる。第三の場合は、各宗教が平等に共存する多様主義であり、これは一面では、社会文化制度間の平和の確立に最も危険なものとなるが、しかし他面そこでは、他との関係において各集団の相違の原則が作用し、他方、相互の関係における平等の原則が作用する。従ってこれは「相違における平等の原則」となる。

H. サンソンは、最後の原則がこれからの国際社会で機能すると考え、さらに「相違のなかにおける平等の多様主義」を原則とする社会においては、国際法の将来は、各集団が紛争と対立を常に条約によって解決するその能力にかかってくる。従ってその能力が欠如すれば、社会はジャングルの法に従い、またその社会は強力な支配——それはかならずしも寛容ではない——に服する結果となる⁽⁵⁹⁾。

このように今後の国際社会は多様性に富む、また文化が平等に併存する社会になるものと考えられる。社会文化的に多様な世界における法は、社会文化の形成者であり受益者である人類の法として形成されるべきであり、従ってその普遍規範は国家間の平和のみならず、人類の生存と発展を視野に入れたものとなろう。このように法が人類を基礎として再構成されるのは「我々は人類として生存し、人類は我々として存在している。人類は我々にとって超越的であると同時に内在している」⁽⁶⁰⁾ ものと把握されるからである。

このような多重規範の問題を課題の一つとする発展の国際法（本来発展という形容詞は不必要なのだが）は、途上国の発展のための法から、人類の生存と発展を目的とした法として再構成される

が、もともと発展の国際法が対象とする南北間の諸問題それ自体が、世界的な広がりや歴史性をもった問題であり、同時に多文化社会の問題でもあるので、発展の国際法は本質的にグローバルな視野を持つ法として形成されてきたものである。

問題はこの多文化社会において、あらゆる文明の相違を越えていかなる規範が普遍規範とされ、またいかなる規範がこの普遍規範に対して特定規範とされるかである。ここではこの普遍規範とは、人類の生存と国際社会そのものの存立にかかわる規範であり、特定規範はその普遍規範のなかで国家・人民・個人の独自の生き方とその価値観を維持するための規範であると考えておこう。

また今日の国際社会では、規範相互の調整が曖昧であるため、多くの対立が生じている。例えば私有財産に関する制度の相違は国有化の補償基準をめぐる先進国の国際標準主義（十分、迅速、実行的な補償による私有財産の保障）と途上国の国内標準主義（国力に応じた適当な補償という財産の社会的機能の重視）の対立をもたらしている。また宗教や思想の相違など個人の権利に関する社会的、歴史的な制度の相違は容易に人権問題として他文化への批判を高めている。さらに、時には社会と文化の相違そのものが、貿易摩擦・文化摩擦の原因として内政干渉をもたらしている。

これらの問題は、多文化社会において、人類に共有される普遍的価値は何かをという問題を提示している。しかし今後様々な文化が共有されても、若し最も広く共有される文化が先に述べたジョークのように、結局「世界文化は、基本的に西欧文化」⁽⁶¹⁾ でしかないとなれば、この支配的な価値の下で他の価値はいかなる存在意義をもつのであろうか。また「相違のなかにおける平等な多様主義」の社会においてはいかなる共通の価値がどのように実定法化されるのか、それは今後の課題である。

注

- (1) Ali Mazrui "Africa Entrapped: Between Protestant Ethic and the Legacy of Westphalia", Hedly Bull & Adam Watson ed, "The Expansion of International Society", 1985, Oxford, p. 289

- (2) 柳田侃・野村昭夫編著「国際経済論——世界システムと国民経済」, 1987, ミネルヴァ書房, p. 36
- (3) イバン・イリッチ「暴力としての開発」, 坂本義和編「暴力と平和」, 1983, 朝日選書, 参照
- (4) Madjid Benchikh 「Droit international du sous-développement—Nouvel ordre dans la dépendance」, 1983, Berger-Levrault
 Mohamed Bennouna 「Droit international du développement-Tiers monde et interpellation du droit international」, 1983, Berger—Levrault. これらの諸説を論述したものとして以下を参照。
 渡辺司「現代国際関係と「低開発の国際法」理論の形成——国際分業・主権・国有化をめぐる——」(1・2), 早稲田大学大学院「法研論集」, 第40号・41号, 1987。
 西海真樹「「開発の国際法」における補償的不平等観念——二重規範論をてがかりにして——」熊本法学, 第53号, 1987。
- (5) Maurice Flory “Note de lecture—Droit international et dépendance” R. G. D. I. P Tome 89, 1985・2, p. 559
- (6) この宣言の経緯と論争点について以下参照。川真田嘉寿子「「開発の権利に関する宣言」について——その概要と問題点——」早稲田大学大学院「法研論集」, 第43号, 1987。
- (7) J. ザラケットは、発展は一人当たり所得配分の増加, 自助, 基本的ニーズの充足, すべての人の権利(人権)の尊重と達成, さらに「平和への権利, きれいに保護された環境への権利」などを含むとする。
 Jose Zalaquette “The Relationship between Development and Human Rights”, Asbjørn Eide & Others 「Food as a Human Right」, 1984, U.N. University, p. 144
- (8) 柳田・野村, 前掲, p. 210
- (9) 柳田・野村, 同上, p. 208
- (10) 安藤 “外国投資(外国人財産)の保護と規制に関する法原則——権利義務憲章の意義を中心として——”, 安藤編「発展途上国と国際法制度の変革」, 1986, アジア経済研究所, 参照。
- (11) 発展の国際法に関する著作は多く, それぞれが個性のある構成となっている。しかしその対象範囲はほぼ一致している。
- (12) 発展の国際法については様々な立場がある。例えば……
 M. ブラジックは、発展の国際法は、それぞれの発展段階に応じた国家の権利義務を定め、国際経済関係の全ての分野における不平等を除去し、また貧しい低開発国の支配と搾取を再生産する国際法の革命的な変化を目的とする、と定義する。
 Milian Bulajic 「Principles of International Development Law」, 1986, Dordrecht, p. 56-57
- M. フローリーは、発展の国際法は国際法の一部ではなく、国際法全体に対する新しい接近であるとする。それは主に経済関係を対象とするが、他の分野にも拡大する。従って国際経済法よりも幅が広い法である。また発展は国際生活の全ての面に関係するので、発展の国際法は、いわば国際法の一つの読み直しであるとする……。
- Maurice Flory “Adapting International Law to the Development of the Third World” Frederick E. Snyder・Surakiart Sathirathai ed, 「Third World Attitudes towards International Law—An Introduction—」, 1987, Nijhoff, p. 804
- (13) M. Flory, *ibid*, p. 803 による。
- (14) Guy Feuer, Herve, Cassan, 「Droit international du développement」1985, Dalloz, p. 23-28. フーエルはさらに発展の国際法の特徴としてそれを「抵抗の法」とみる。
- (15) Hedley Bull “The Revolt against the West”, H. Bull & Adam Watson 「The Expansion of International Society」, 1985, Oxford, p. 220-223
- (16) Alain Pellet 「Le Droit international du développement」, 1987, Que sais je, p. 9
- (17) R. P. Anand “The Role of Asian States in the Development of International Law”, Colloque, La Haye, 17-19 Nov, 1983, 「L’Avenir du droit international dans un monde multiculturel」, 1984, p. 106
- (18) Manohar L. Sarin “The Asian—African States and the Development of International Law”, F. E. Snyder and Sathirathai ed., 「Third World Attitudes...」, *ibid*, p. 47
- (19) R—J. Dupuy “Introduction du sujet”, Colloque, 1983, *ibid* p. 21
- (20) I. Wallerstein “Civilizations and Modes of Production: Conflicts and Convergences”, R. J. B. Walker ed., 「Culture, Ideology and World Order」, 1984, London, p. 63
- (21) I. Wallerstein, *ibid*, p. 67
- (22) 本稿では文明, 文化について時には同じような意味に使っているが, おおむね文明の場合は歴史的に継続した物質文明とし, 文化の場合は民族的な固有の価値, 思考をさすものとする。従って多文化社会とは諸民族の価値, 思考が多様な社会として主に後者をさす。
 ウォーラースティンは文明を西欧文明, 中国文明, インド文明のように規模の大きい, より包括的な, より持続的な「文化」現象とする (Wallerstein, *ibid*)。また伊東俊太郎氏は次のように定義する。文化は精神的なものであり, 文化には中心があってそこに凝集する性質があり, また民族的である。これに対して文明は物質的条件の改善, 生活の便宜とか快適さであって, 物質的・外

- 面的なものであり、また拡散し拡大する性質を有する。氏は文明として17の基本文明圏をあげる(伊東「比較文明」東京大学出版会、1987)。
- (23) D. コローは国家の異質性として、全ての国家は領土、人民、恒久的行政機関と国家主権をもつが、新興国の基盤の弱さ(人為的国境、幾つにも別れている部族、完全に支配されない国土、またマイクロ国家)、さらに政治的、経済的制度の相違、貧富の差、哲学と宗教の差をあげる。そしてこの異質性は国際法に影響を及ぼし、諸国家を共通に満足させる利益がないこと、また意味のある妥協に達することの困難さをあげる。
- Dominique Carreau 「Droit international」, 1986, Paris, p. 25-27
- (24) Adda B. Bozeman 「The Future of Law in a Multicultural World」, 1971, Princeton, p. 181
- (25) A. B. Bozeman, *ibid*, p. 182
- (26) A. B. Bozeman, *ibid*, p. 183
- (27) I. Wallerstein, *ibid*, p. 60-61
- (28) I. Wallerstein, *ibid*, p. 61
- (29) アンワール・アブデルマレク、熊田亨訳「社会の弁証法」, 1977, 岩波書店, p. 9
- (30) カール・シュミット、長尾龍一訳「現代帝国主義論」, 1972, 福村出版, p. 49-50
- (31) アンワール・アブデルマレク、同上, p. 96
- (32) アンワール・アブデルマレク、同上, p. 209
- (33) 安藤「新国際経済秩序における国家の「発展」の権利」, 安藤編「新国際経済秩序と恒久主権」, 1979, アジア経済研究所
松井芳郎「人権の国際的保護への新しいアプローチ」, 長谷川正安編「現代人権論」・公法学研究1・1982, 法律文化社
平覚「開発と人権——人権としての発展の権利を中心として——」, 高野・宮崎・斉藤編「国際人権法入門」, 1983, 三省堂
田畑茂二郎「人権の国際的展開」, 「法律時報」, 63年5月
- (34) アグネス・ヘラー「文化パタンの比較可能性」, 岩波書店編集部編「現代世界の危機と未来への展望」, 1984, p. 128-129
- (35) M. Benchikh, *ibid*, p. 109
- (36) Ahmed Mahiou 「Une finalité entre le développement et la dépendance」 CNRS 「La Formation des normes en droit international du développement」, 1984, Paris, p. 24
- (37) Mohammed Bedjaoui 「Pour un nouvel ordre économique international」, 1978, UNESCO, p. 261
- (38) M. Benchikh, *ibid*, p. 106
- (39) A. Mahiou, *ibid*, p. 24
- (40) Flory, *ibid*, p. 559
- (41) I. ウォーラースティン、藤瀬浩司、麻沼賢、金井雄一訳「資本主義世界経済 1——中核と周辺の不平等——」, 1987, 名古屋大学出版会, p. 65
- (42) M. Flory, 「Adapting...」, F. Snyder ed, *ibid* p. 806
- (43) ジョン・ロールズは、……最も恵まれていない人びとのそれを含め、すべての人の状況を改善するものであるかぎり、かかる不平等を許容すべきである、として格差原理を提示し、それはまず最初に社会的、経済的不平等を規制する主要な公共的な原理や政策に適用され、さらにまた権限と報酬の体系、およびかかる体系が採用する基準や規則を調整するために用いられる、とする。
ジョン・ロールズ「秩序ある社会」, 岩波書店, 前掲, p. 118
- (44) アグネス・ヘラー、前掲, p. 141
- (45) M. Bedjaoui, *ibid* p. 261
- (46) M. Flory 「Adapting International Law...」, F. E. Snyder, S. Sathirathaied, 「Third World Attitudes...」 p. 805
- (47) 千葉正士「要説・世界の法思想」, 1986, 日本評論社, p. 118
- (48) Antonio Cassese 「International Law in a Divided World」, 1986, Oxford, p. 117
- (49) A. Cassese, *ibid*, p. 117-123
- (50) A. Cassese, *ibid*, p. 119
- (51) A. Cassese, *ibid*, p. 119
- (52) T. O. Elias 「Law in a Developing Society」, M. L. Marasinghe, ed, 「Essays on Third World Perspectives in Jurisprudence」, 1984, Singapore, p. 387
- (53) 戒能通孝「法律講話」, 昭和36年, 日本評論新社, p. 353
- (54) A. Cassese, *ibid*, p. 119-122
- (55) 千葉正士「新多元的法体制論——固有法と国家法と世界法——」, 東海大学法学研究所年報, 第2号, 1986年, p. 20
- (56) 千葉, 前掲, p. 23
- (57) R. J. Dupuy, *ibid*, p. 19
- (58) Henri Sanson 「Le Point de vue sociologique : Modèles de coexistence dans la différence des cultures」, Colloque 1983, *ibid*, p. 59-65
- (59) H. Sanson, *ibid*, p. 64
- (60) H. Sanson, *ibid*, p. 65
- (61) R. P. ドーア「世界文化における統一と多様性」, R. P. ドーア、田丸延男訳「貿易摩擦の社会学——イギリスと日本——」, 1986, 岩波新書, p. 131